

# 公的研究費の不正行為防止要綱

## 1 目的

公益財団法人エイズ予防財団（以下「当財団」という。）における公的研究費の適正な執行・管理及び不正使用等の未然防止を図るため、公的研究費の不正行為防止要綱（以下「本要綱」という。）を定める。

## 2 適用範囲等

- (1) 本要綱は、当財団において公的研究費に係る業務を実施する場合に適用する。
- (2) 本要綱は、当財団において公的研究費に係る業務に従事する職員及び当該業務の契約・経理（検収・検査を含む。）等に従事する職員（以下「業務担当者」という。）に対して適用する。
- (3) 公的研究費とは、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（文部科学省）対象制度一覧に該当する競争的資金を中心とした公募型研究資金及びこれらに準じる研究資金とする。

## 3 責任及び実施体制

- (1) 公的研究費の適正管理のために最高管理責任者を置き、理事長をもって充てる。
- (2) 最高管理責任者を補佐し、別に定める研究不正防止に関する基本方針に基づき、当財団全体の具体的な対策を策定・実施するために統括管理責任者を置き、事務局長をもって充てる。
- (3) 統括責任者の指揮の下、各部署における対策・コンプライアンス教育、公的研究費の適正な管理、執行状況のモニタリングを実施するコンプライアンス推進責任者を置き、事務局長をもって充てる。

## 4 不正使用防止活動の周知及び教育

法令等の遵守、当財団の規程等に則した業務遂行を行うとともに、不正使用行為を忌避する意識付けを行うため、以下のことを行う。

- (1) 公的研究費に係る業務を実施する職員等に対し、公的研究費に係る管理・運営のルールの浸透に努める。
  - ① 当財団が定めた行動規範、関係規程類、マニュアル及び不正防止計画を周知する。
  - ② 公的研究費の使用ルール及び手続き、具体的な不正行為など、理解を深めるための研修等を実施する。
- (2) 公的研究費の不正行為等に関する内外からの告発及び相談に適切に対応できる

よう、事務局に通報窓口を設置する。告発を受けた際は、通報者保護や関係者守秘義務を遵守し、公平性をもって調査に当たることとする。

<告発・相談窓口>

公益財団法人エイズ予防財団事務局

E-mail : compliance@jfap.or.jp

## 5 公的研究費の適正な執行・管理

公的研究費の実施に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、実施要領等のほか、当財団の経理規程、旅費規程等に基づき、適正な予算執行を行うとともに、以下の事項を確認しつつ実施する。

- (1) 業務担当者は、業務実施計画書等と予算執行の実態に乖離がないか確認とともに、適宜、進捗状況を把握・管理する。
- (2) 業務担当者及びコンプライアンス推進責任者は、契約が特定の取引先に偏っていないか等の予算執行状況を確認し、問題がある場合は改善策を講じる。
- (3) 業務担当者は、換金性の高い物品については、必要に応じて少額資産と同様の管理を行う。

## 6 モニタリング等及び改善策の検討等

- (1) コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の適正な執行・管理に係る実態の把握及び検証のため適宜のモニタリングを行い、予算執行状況の結果とその対応を統括管理責任者に報告する。
- (2) 内部監査部門は、定期的に内部監査及び外部機関等による外部監査を実施し、監査結果を統括責任者及び監事に報告する。
- (3) 総括管理責任者は、前2項の報告に基づき、不正発生リスクの洗い出し及びこれに対するリスク低減策を検討し、不正防止計画を改善するとともに、実効的なコンプライアンス教育を行う。

本要綱は、平成29年1月1日から施行する。